

ワーキング・グループの運営について

令和3年8月16日

配偶者暴力防止法見直し検討WG座長決定

- 1 座長がワーキング・グループに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する座長代理が、その職務を代理する。
- 2 議事要旨を会議終了後作成し、資料とともに公表することとする。座長が必要と認める場合、議事要旨及び資料の一部又は全部を非公表とすることができる。
- 3 ワーキング・グループは傍聴を認めないこととする。ただし、ワーキング・グループに所属する専門調査会委員以外の専門調査会委員、ワーキング・グループ構成員の随行者及び関係府省等の職員については、座長が必要と認める場合は傍聴させることができる。
- 4 必要に応じ、外部有識者や関係府省等の職員に出席を求めることができる。